



## 年頭所感

林野庁長官

織田 央



新春を迎え、謹んで新年の御挨拶を申し上げます。

昨年は、令和4年7、8月の大雨、相次ぐ台風の襲来など、山地災害により各地で甚大な被害が生じました。亡くなられた方々の御冥福をお祈りするとともに、被災された全ての方々にお見舞いを申し上げます。また、現場で復旧・復興に御尽力されている関係者の皆様方に心から御礼申し上げますとともに、林野庁といたしましても一日も早い復旧・復興に向けて全力で取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症が依然として社会・経済に影響を及ぼしている中、いわゆるウッドショックやロシア・ウクライナを巡る情勢、急激な円安の進行など、森林・林業・木材産業を取り巻く情勢はその複雑さを増しております。また、近年、毎年のように大規模な豪雨災害や土砂災害等が発生するようになっており、国民の皆様様の生命・生活を守るため、森林の有する災害防止機能や水源涵養機能の重要性が一層増しております。

林野庁といたしましては、令和3年6月に改訂した森林・林業基本計画に基づき、森林資源の適正な管理・利用を通じ、林業・木材産業の持続性を高めながら成長発展させることで、社会経済生活の向上と2050年カーボンニュートラルに寄与する「グリーン成長」の実現に取り組むとともに、現下の課題に的確に対応し、生産基盤の強化による海外情勢の影響を受けにくい木材の需給構造の構築、森林整備や治山対策等による森林の多面的機能の発揮や国土の強靱化に取り組んでまいります。

さて、林野庁の本年の主な取組について御紹介させていただきます。

まず、木材需要に的確に対応できる安定的・持続可能な供給体制の構築に向け、木材加工流通施設の整備、路網の整備・機能強化、高性能林業機械の導入、搬出問伐、木造公共建

築物等の整備等に加え、再造林の低コスト化に向けた取組への支援など、川上から川下まで森林資源の循環利用確立に向けた取組を総合的に推進してまいります。

また、伐採から再造林・保育に至る収支のプラス転換を可能とする「新しい林業」の経営モデルの構築に昨年からの取組んでおり、従来の施業方法等を見直し、エリートツリーやICT等の新技術の導入により、林業の収益性の向上につながる経営モデルの実証を進めているところですが、本年も、十分な成果が得られるよう、実証の取組を支援してまいります。

さらに、地域一体となって森林調査から原木の生産・流通に至る林業活動にデジタル技術を活用し生産性の高い林業を実践する「デジタル林業戦略拠点」の構築に取り組んでまいります。

そして、様々な分野で人手不足が課題となっている中で、時代の変化に対応した人材の確保・育成に取り組むことが重要となっています。このため、昨年10月に、「林業労働力の確保の促進に関する基本方針」を12年ぶりに変更し、①「新しい林業」の実現に必要な人材の確保・育成の推進、②労働安全対策の強化、③林業への新規参入等、多様な担い手の確保、④女性の活躍・定着の促進等を図ることとしています。林業従事者が生きがいを持って働ける魅力ある林業の実現のため、施策を推進してまいります。

地球温暖化対策計画に掲げる我が国の2030年度の温室効果ガス削減目標や2050年カーボンニュートラルの達成に向けて、森林の有する地球温暖化防止機能への関心も高まっています。

森林由来のJ・クレジットへの機運も高まっており、令和4年度のJ・クレジット制度の森林プロジェクトの新規登録件数は、昨年末時点で既に過去最大となっております。林野庁といたしましては、昨年8月、主伐後の再造林の実施による吸収源の増大に取り組むプロジェクトを後押しできるようJ・クレジット制度を大幅に見直ししたところです。本年は、新しく森林プロジェクトの登録を目指す方々向けの実施マニュアル等を作成してさらなる実施者の裾野拡大を目指すとともに、クレジットの需要者となる企業等とのマッチングを進めることで、適切な森林整備への資金循環を促し、環境と経済の好循環の創出につなげていく考えです。

また、木材は他の資材と比べて製造時の二酸化炭素排出量も少なく、木造化・木質化した建築物は炭素を貯蔵でき

るといふ点から、木材利用の促進は2050年カーボンニュートラル達成にも大きく貢献します。このため、「都市の木造化推進法」に基づき、農林水産大臣を本部長とする木材利用促進本部で決定した「建築物における木材利用の促進に関する基本方針」に沿って、一層の国産材利用促進に取り組んでまいります。CLTや木質耐火部材等の技術開発・普及を進めることにより、これまで十分に木材が使われてこなかった中高層建築物等における木材利用の拡大に引き続き取り組んでまいります。

森林経営管理制度と森林環境譲与税については、令和元年度のスタートから4年が経過しようとしており、令和6年度からは、譲与税の財源となる森林環境税の課税が始まります。その際、納税者の皆様に新たな税の負担を御理解頂くためには、既に譲与された譲与税による取組の成果を世に示していくことが不可欠です。本年は森林環境譲与税の譲与基準見直しに向けても重要な年となると考えておりますので、市町村や都道府県において、これまで以上に森林経営管理制度や譲与税による取組が積極的に行われることを期待しております。林野庁といたしましても、都道府県等との連携により、市町村に対して、課題を丁寧に向いながら、きめ細かなサポートを行ってまいります。

最後に、合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（クリーンウッド法）の見直しについてです。違法伐採木材等の流通は、森林の有する多面的機能への影響や、木材市場における公正な取引を害するおそれがあります。これまでクリーンウッド法により合法伐採木材等の流通・利用を図ってきたところですが、法施行から5年が経過し、地球規模の環境問題への注目の高まりとともに違法伐採が話題となる中、各国において関連する法令の制定や改正の動きが見られます。このことを踏まえ、関係省庁等とも連携し、木材の安定的な供給にも留意しながら、川上・水際の木材関連事業者による合法性確認等の取組の強化など、法律の実効性を高めるための検討を進めてまいります。

こうした取組等を通じて森林・林業・木材産業を持続的に発展させていけるよう、また、我が国に暮らす全ての皆様方が森林の多面的機能の恩恵を末永く享受できるように、日々邁進していく所存です。本年も関係者の皆様、そして国民の皆様のお協力をお願いいたします。

結びに、本年が皆様一人ひとりとって、実り多き素晴らしい一年になりますよう、心よりお祈り申し上げます。

